産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	イスラエルは、「小分野」に掲げる農業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

二十一	
分野	鉱業（りん酸塩の鉱業を含む。）、土石採取業並びに鉱業及び土石採取業に付随するサービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	イスラエルは、鉱業（りん酸塩の鉱業を含む。）、土石採取業並びに鉱業及び土石採取業に付随するサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経営幹部及び取締役会（第七条） 鉱業に関する政令

二十二	
分野	エネルギー
小分野	ガス（天然ガスを含む。） 石油
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	1　イスラエルは、天然ガスの分野に関する措置及び石油の分野における重要なサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　イスラエルは、石油法（千九百五十二年）に規定する石油に関する権利を保持する者に対し、国内における消費及び使用のために一定の量の石油又は石油製品を供給することを要求することができる。 3　イスラエルは、石油分留物及び石油精製所並びに石油及び天然ガス（原油又は精油及び石油製品を含む。）のパイプライン輸送に関し、内国民待遇又は特定措置の履行要求に関係する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 4　イスラエルは、液体又は気体の貯蔵、液体（石油又は液化ガス）又は気体の大規模な貯蔵サービス並びに石油及びガスの探査及び生産に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経営幹部及び取締役会（第七条） 政府決定第四百七十六号（二千十五年） 政府決定第四百四十二号（二千十三年） 政府決定第千四百六十五号（二千十六年） 天然ガス分野法（二千二年） ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年） 石油法（千九百五十二年） 陸上油田探査免許の付与に関する石油監督者のための指針

二十三	
分野	エネルギー
小分野	液化石油ガス（ＬＰＧ）
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条） 1　ガスの供給者、ガスの代理店又はガスの技術者若しくは技師の免許を申請する自然人は、イスラエルの国籍及びイスラエルにおける居住が必要とされる。 2　ＬＰＧの免許を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。 3　ＬＰＧの免許を有する企業における外国人による所有は、制限することができる。 4　外国のＬＰＧの技術者は、期間が限定される免許の対象とすることができる。 5　イスラエルは、ＬＰＧの販売及び輸出に関し、特定措置の履行要求に関係する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	天然ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年）

二十四	
分野	エネルギー 電力
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条） 1　電力市場法（千九百九十六年）に規定する重要なサービスを提供する電力サービスの提供者の免許を有する者は、次の条件に従うものとする。 (a)　当該免許を有する者は、イスラエルに居住するイスラエルの国民が支配する。 (b)　イスラエルに居住する者以外の者が当該免許を有する者において直接又は間接に保有する支配の手段の上限の率は、国家基盤大臣の決定に従う。 (c)　当該免許を有する者における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。 2　「送電」、「配電」、「給電」又は「発電」の免許を受ける企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。 3　「送電」、「配電」、「給電」又は「発電」の免許を受ける企業における外国人による所有は、制限することができる。 4　「送電」、「配電」、「給電」又は「発電」について、自然人が免許を取得するためには、イスラエルの国籍が必要とされる。 5　売電の免許を有する者に対する外国の銀行による保証の承認は、電力公社の考慮に従う。
現行の措置	電力市場法（千九百九十六年） 電力公社の基準書

二十五	
分野	身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベース
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条） 1　イスラエルは、身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベースに関する次の事項の要求を課し、又は強制する権利を留保する。 (a)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (b)　自国の領域において生産される物品又は提供されるサービスを購入し、又は利用すること。 (c)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。 2　身元関係事項の管理又は生体測定情報及びそのデータベースの管理について責任を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルの国民又は永住者（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが要求されることがあり、また、当該企業は、イスラエルにおいて設立され、かつ、イスラエルにその主たる業務及び事業の中心地を有することが要求されることがある。
現行の措置	

二十六	
分野	廃棄物の処理
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、有害廃棄物の処理及び廃棄物の国内における処理能力の開発に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎